

軽自動車税の税率を変更します



軽自動車税は、毎年4月1日時点で原動機付自転車(原付)や軽自動車などを所有している人に課される税金です。平成27年度分から、地方税法の改正により下記のとおり変更します。☎市総合コールセンター(☎333-3330、FAX333-3314)

原付、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種区分	税率(年額)		
	現行	27年度から	
原付	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他作業用	4,700円	5,900円

軽四輪車など(三輪以上の軽自動車)

車種区分	税率(年額)				
	現行※1	27年度から※2	最初(新車)の新規検査から13年を経過した軽四輪車など※3		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※1 平成27年3月31日までに新車の検査を受けたものは、27年度以降も現在の税率のまま
 ※2 平成27年4月1日以降に新車の検査を受けたものの税率
 ※3 適用は平成28年度分から

生まれてくる赤ちゃんを守る ～風しん抗体検査を受けましょう

無料
3月31日※まで

妊娠初期に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、目や耳、心臓の病気「先天性風しん症候群」にかかることがあります。赤ちゃんを守るため、風しん抗体検査を受け、検査の結果、免疫が十分でなければ予防接種を受けましょう。※予防接種は有料

対象

- A 風しんにかかったことがない
 - B 風しんの予防接種を受けたことがない
 - C 風しん抗体検査を受けたことがない
- A～Cを全て満たし、次の①～③いずれかに該当する人
- ① 妊娠を希望する女性
 - ② 「風しんの免疫が十分でない妊娠を希望する女性」の同居者
 - ③ 「風しんの免疫が十分でない妊婦」の同居者



受診方法(区役所などでの事前手続き不要)

- (1) 指定医療機関で氏名・住所を確認できるもの(健康保険証など)を提示
- (2) 対象②③の人は、(1)に加え、同居を確認できるもの(妊婦の母子健康手帳など)と、妊婦または妊娠を希望する女性の風しん抗体価が確認できるもの(抗体検査結果票など)を提示

指定医療機関は

☎区役所・支所・北神のあんしんすこやか係、西神中央保健福祉サービス窓口(電話番号は17面下参照)

市営住宅の追加募集

受付期間
1月7日※～
13日※

一般住宅・リモデル住宅

リモデル住宅は、若い世帯のライフスタイルに合わせて、間取りやキッチン、洗面化粧台などの全面リニューアルを行った市営住宅です。



リモデル住宅内装イメージ図

※家具は備え付けではありません

申込案内書は配布中、申込書は☎の窓口にて持参してください
 受付時間9:00～19:00(土・日曜、祝日は17:30まで)

募集住宅

一般住宅：申込案内書参照、リモデル住宅：西落合住宅(須磨区)6戸

対象 ①～⑥をすべて満たす人。
 リモデル住宅は①～⑥に加え、⑦のいずれかに該当

- ① 平成27年1月13日現在、市内に居住しているか、勤務先がある。または、阪神・淡路大震災により市内で被災し、市外に居住している
- ② 同居家族がいる(一部例外あり) ③ 収入基準を満たす
- ④ 住宅困窮理由がある ⑤ 申込者および同居予定者が暴力団員でない
- ⑥ 夫婦のみの世帯で、夫婦の合計年齢が70歳以下の世帯
- ⑦ 夫婦の合計年齢が70歳以下で、同居する子が未就学児のみの世帯

申込案内書の配布場所

区役所・支所・出張所・連絡所、市総合インフォメーションセンター、すまいるネット(サンパル4階)、市営住宅募集係(サンパル5階)、市営住宅管理センターなど ※阪神・淡路大震災により市外に避難している人には申込案内書を送付しますので電話で☎へ

☎市営住宅募集係 〒651-0096 雲井通5-3-1サンパル5階
 (☎078-251-6548、FAX078-251-6374)